

保育施設への給付費の誤支給について

本市では、市内の保育・教育施設に対して、毎月、施設の運営経費として給付費の支払いを行っています。給付費は、施設から提出される当月1日時点の雇用状況や児童在籍状況を反映した届出書を審査し算定します。

このたび、届出書に関する審査において確認漏れがあり、本来の金額よりも多く算定し、支給していたことが判明しました。

1 経緯

- 令和4年5月11日 土曜日の開所時間が11時間未満の施設で土曜閉所減算（※）が付いていない施設があることに職員が気付く。  
※保育所が、土曜日を閉所する場合や、土曜日の開所時間が11時間未満の場合に閉所扱いとなり減算されるもの。
- 5月13日 他の施設も同様のことがないか確認作業を行うため、給付システム委託事業者に平成29年4月分から令和4年4月分までの給付費について、誤って土曜閉所減算を付けずに支払った可能性のある施設の抽出を依頼。
- 6月3日 抽出データが提出される。
- 6月6日～ 抽出データから、過払いの対象施設を絞り込む作業及び減算額を算定する作業を実施。
- 8月4日～ その結果、過払いがあったのは認可保育所3施設で合計約2,000万円であることが判明。原因究明のための調査を実施。
- 8月29日 3施設へ状況説明及び返金に向けた調整を開始。
- 9月1日～ 返金方法に係る施設の意向確認及び返金時期等の調整。

2 誤支給の状況

認可保育所3施設に対して、合計20,959,050円の過払いがありました。

<内訳>

	過払い金額 (土曜閉所減算額) (※)	期間	月数
A園	16,129,010円	令和2年4月～令和4年5月	26
B園	2,946,570円	令和2年4月～令和2年9月	6
C園	1,883,470円	令和2年4月～令和2年9月	6

※土曜閉所減算額は、基本分単価や他の加算項目をもとに算定するため、今後、基本分単価や他の加算項目に変動がある場合は、数百円程度前後する可能性があります。

### 3 原因

給付費の支払いの流れは次のとおりです。

- ①毎月、各施設から郵送される当月1日時点の雇用状況や児童在籍状況を反映した届出書を審査、職員の配置状況や事業の実施体制等が加算・減算項目の要件に当てはまるかどうか等を確認。
- ②各施設は実績を専用のソフトに入力、実績を反映した請求データを翌月初めまでに横浜市に送信。
- ③横浜市は、施設から送信された請求データが届出書の審査結果と一致しているかを確認、審査結果通知書を各施設にデータ送信。
- ④各施設は配信された審査結果通知書をもとに請求書を作成し、横浜市に提出。
- ⑤横浜市は、請求書受理後、各施設の指定口座に振り込み。

#### (1) 届出書の審査の段階（上記①）での確認漏れ【A園】

届出書の審査では、チェックリストに基づき、複数の職員が毎月交代で加算・減算項目の確認を行っています。しかし、給付システムの開所時間の確認や届出書再提出の依頼に漏れがあったことから、誤った支給が行われていました。

#### (2) 請求データと届出書の審査結果との照合の段階（上記③）及び支払い後に行う照合作業（上記⑤の後に行う作業）での確認漏れ【B園、C園】

施設から送信された請求データを届出書の審査結果と照合する段階で齟齬がある場合は、施設に対して請求データの修正依頼を行う必要がありますが、請求データと届出書の審査結果の不一致を見落としていました。

また、支払い後にも、届出書と請求明細リスト（加算・減算項目ごとに実際に支払われた給付内容・金額がわかる帳票）を照合し、齟齬があれば過不足を再請求していただくことになっていますが、届出書と異なった内容で支払われていたことを見落としていました。

### 4 今後の対応

既に3施設に対して状況説明を行い、返金については承諾を得ています。現在、返金方法について調整を行っています。基本的には、今後支払う給付費との相殺により返金していただく予定です。

### 5 再発防止策

- (1) 届出書の各項目について確実に審査を行えるようチェックリストを見直すとともに、審査の目的や間違いやすい項目について改めて周知徹底を図ります。また、届出書と請求データや請求明細リストとの照合についても、新たにチェックリストやマニュアルを整備するなどして、審査方法の周知徹底を図ります。
- (2) 加算項目については、届出書の審査結果と一致しない請求データが送信されるとエラーが出る仕組みになっていますが、減算項目についても同様の仕組みとなるようシステム改修を検討していきます。

お問合せ先

こども青少年局保育・教育給付課長 石田 登 Tel 045-671-0201